

Title	ハリファックス卿の貨幣改鑄を中心として喚起せられたる貨幣論争 ( 其三 )
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.2 (1919. 2) ,p.167(19)- 200(52)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190201-0019">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190201-0019</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に結社に對して、徒黨に關する法律を適用する制度を復舊したり。故に千八百二十五年の結社法を概括すれば、第一總ての結社は同年の法律に認められたる範圍内の權利を有するものに非ざれば、之を徒黨とすること、第二同盟罷業は必ずしも徒黨に非ずと雖も、時に徒黨の行爲とするを得べく、職工組合は商業を制限する結社たる以上は、少くとも之を不合法の組合とす可く、隨て其組合員たることは犯罪に非ざるも、法律上の保護を請求するを得ざることを二點に歸着す可く、當初の結社法は廢止せられたるに拘はらず、尙ほ労働運動の發展を妨害する規定の依然として存在したるは、疑を挾む能はざるなり。

### ハリファックス卿の貨幣改鑄を中心として

#### 喚起せられたる貨幣論争 (其三)

高橋 誠 一 郎

九

次で Lowndes は其理由を説明して曰く、(第二)地金たる本位銀の價格は種々なる必然或は不必然の原因に基きて結局英國内に其大缺乏を來したるが爲に、一オンズ六志五片に騰貴せるが故に、鑄貨たる銀の價値は各クラウンに就き六志三片の原基に陸高せしめらる可きものなり。這般の理由は、鑄貨たる銀の外附的價値が是迄地金たる銀の價格よりも少なく、又將來に於て少なかる可き時は、鑄貨は常に溶解せられ而して又溶解せらる可きものなり」と謂へる數學上の公理にも比す可き明白なる眞理に基礎を有するものなり。縦令利益の爲にする鑄貨の溶解は國法の所罰を免れざる所なるが故に (Edward 三世の第九年及び Richard 二世の第十

七年には金匠其他の小鑄貨鑄潰を溶銀沒收の刑罰を以て禁止し、Charles二世の第十四年には有ゆる銀貨の溶解は該溶銀の沒收及び其價值の二倍に相當する罰金を以て禁止せられ、若し之を犯す者が公民なる時は其權利を剝奪せられ、然らざる者は六ヶ月間の禁錮を科せらる可く、William及びMaryの第六及び七年には溶解者の定罪を更に實施し得可きものたらしめ、之を犯す者は六ヶ月の禁錮を科せらるゝに至れり、公然之を行ふこと能はずと雖、而も這般の罪過が今日に至る迄久しく實施せられつゝありしは何人と雖疑はざる所にして、殊にEdward六世及びElizabeth女王朝のクラウン貨及び半クラウン貨の如き重貨は全然其跡を絶ち、James一世朝のものは頗る稀少と爲り、Charles一世朝のものは著しく其數を減じ、而して多く之に肖似せしむるの工夫を凝したる偽造貨幣より區別せらるゝに至る時は一層明白に這般の事實を示す可く、殆ど全部機械を以て鑄造せられたるものより成れるCharles二世朝のクラウン貨、半クラウン貨及び小銀貨も亦大藏省及び其他の公衙に於ける總ての支拂中凡そ其二百分の一を超ゆることなきに至れり。而して若し斯くの如き貨幣鑄潰の惡事が常に鑄貨中に於ける銀の價值と地金中に於

けるそれとの間に大なる差違なき場合、若しくは金匠其他の工匠が倫敦塔に於て鑄造せられたる各片を秤量選擇し、其數者中に瑣末なる過重量を發見し、之を溶解して再び造幣局に輸納し、茲に國王の負擔を以て彼等自己の利用の爲に一層大なる總個數に鑄造せしむるに因りて獲得し得可き利潤以外に是に由りて何物をも利得せざる場合に行はるゝこと著大なりしとせば、吾人は容易に現時地金としての本位銀が一般に上述せるが如き一オンス六志五片(七十七片)の價格に於て、買賣せらるゝが故に貨幣鑄潰の誘惑は最近に至り甚しく其勢力を増大し來れりとの論結を得可し。而して一オンスに等しき二十ペニーウエイトはクラウン貨中に含有せらるゝ本位銀に等しき十九ペニーウエイト百萬分の三十五萬四千八百三十八が六志二片半に對して有するに等しき比率を七十七片に對して有するを以て、陛下又は先王の孰れかの肖像と題字を保持しつゝある間は五志に流通するに過ぎざる一クラウン貨を溶解する者は即時に其銀を此地に於て六志二片半に賣却し、各個に就きて十四片半を利得するを得可く、又は現今我國が其外國爲替に於て多大なる損失を蒙りつゝあるが爲に、彼にして若し竊に最近の禁止法を回避し、

之を國外に輸出し得たりとせば、更に大なる利潤を上げるを得可きこと毫も疑なし。斯くの如く地金の遙に高價なるに拘らず、新舊孰れを問はず、現在の原基に銀貨を維持するは當然社會に有害なる結果を齎す可く、實に犯罪者に對し暴利を以て鑄潰す可き正貨を供給する所以にして、而して必然的關係より生ずるに非ずして、不自然にして放肆なる單に利得を目的とする銀の輸出を獎勵し、爲に國內に殆ど之を止めざるに至らしむるの效果あるに過ぎざること明かなりと(p. 67-71)。

是に於て彼は我貨幣價值を引上げるも又は之をして現在の原基を持續せしむるも同一事たる可しと主張する一部の論者に答へ、是等の人士にして若し、地金たる銀は這回の戰役を通じて國外に於ける戰費を支拂ひ、又我航海の中絶に由りて生じたる貿易の差額を填補するの必要に基き常に鑄貨たる銀より高價たる可きものなりと思惟せんか、彼は直に下の如く答へんとす。(一)這般の必要は我鑄貨の引上げに由りて減少せしめらるゝことある可きも、而も決して増大せしめらるゝ能はず、(二)最悪なる場合、即ち地金たる銀の更に騰貴する場合を想像するも、尙前記の犯罪者は結局引上げられたる各クラウンより求め得可き其利潤が顯然現時に

比し十四片半方減少せざるを得ざる場合には之に對する刺激と誘惑とを感ずることさまで大ならざる可し。(三)和蘭に對する爲替は今や實行中なる賢明なる諸計畫の成功に由りて少くとも其顯著なる下落を阻止せられ得可きものと期待せらる。此點に於て彼等の主張は殆ど何等の效力をも有することなかる可し。(四)地金若しくは鑄貨の必要なる輸出と元と前述せるが如き溶解者の法外なる利潤を目的として行はるゝ其輸出との間には公共の利害に關し大なる相違存せざる可らず。是等の溶解者は金匠、精鍊業者又は他の商賈にして此方法及び剪截に依りて多量の溶銀を其手に收め、之を海外に輸送し、彼地に於て金を購入し、後、此地に之を輸致して每個三十志に通用しつゝあるギニー貨に鑄造し、或はレース、絹吳品、モスリン、種々なる東印度産の貨物又は其他の禁制品を購入し、若しくは不法又は不用なるに拘らず、總て方今彼我の間に於ける貿易の差額を増大し、我に多大の損害を與ふるに與つて力ある他の目的の爲に供用せらるゝなり。(五)論者は我鑄貨は外國爲替に關係を有するも、而も主として内國商業の用に供せられ、而して其増加及び夥多に由りて利益を受く可き其他幾多の場合に充用せらるるが故に、英國

内に於ける其用のみを考察し、而して爰に提唱せられつゝある鑄貨たる銀の陸高は有ゆる地代及び是以前に於ける貯藏、授與又は契約に依りて設定せられ又は確保せられたる公私の収入及び特定の契約に據ると否とを問はず現時尙存續する有ゆる債權の上に之に比例せる損失を生ず可きを憂懼するも、而も我國は久しき以前よりして餘儀なき戦争に従事し、是が爲に曾に國外に於ける我國富の巨大なる消耗を惹起せるのみならず、東西兩印度及び其他亞細亞、亞弗利加、並に亞米利加の各地方より、我國内の消費に使用せらるゝよりも遙に多量の財貨を吾人に供給するの常にして、是に由りて我國産及び工藝品と相俟つて、吾人が我隣邦より收受する財貨と交換して、彼地に輸出せらる可き多額の剩餘を我に致したる航海の阻止せられたる事實を公平に思料する時は、如上の杞憂は全然消散せざるを得ざる可し。一方に於て吾人が我隣邦より收受する貨物の價值を計算し、而して之に外國に於ける我戦費を加算し、而して他方に於て吾人が最近我隣邦に輸出し又は輸出するを得可き我國内の工藝品若しくは物産及び東西兩印度其他より輸入せられたる財貨の少餘剩額に相當する價值を計算する時は、兩者の間に貿易の差額と

稱せられ得可き大なる差違を生ず可し。而して這般の差額が我鑄貨又は地金以外の物を以て是迄支拂はれ、又は支拂はれ得ることを認むる能はず。事實斯くの如くして銀貨又は銀塊は英國内に於て頗る稀少と爲るに至りしなり。苟も價值ある物は其稀少と爲るに及びて高價と爲り、従て従前よりも多額の債務を償却するの用を爲し、他の有價物件の更に大なる數量を購入し得るに至る可し。前述せるが如く英國内の銀は稀少と爲りたるが故に、従て又高價たるに至りしなり。斯くて銀の價格は一オンス五志二片より六志五片に騰貴し、而して日常の經驗に依り一クラウン貨の重量に等しき英國に於ける本位銀の十九ペニウエート十分の三は個數に依る五志よりも更に多額の鑄貨を購入す可く、従て英國内に於て更に多額の財貨又は必要品を取得し、若しくは更に多額の債務を償還し、或は有ゆる國外の地方に於て、個數に依る五志又は六分の一ギニー若しくは合計五志の價值に相當する財貨よりも爲替に依りて多額の貨幣を齎す可し。而して這般銀價の騰貴は本來貿易の差額に由りて誘起せられたるものなるが故に、之を轉じて我に順ならしむるに由りて銀を潤澤ならしむるに至る迄は、此地に於ける其價格の下

降を豫期す可き何等の理由存するとなし。而してそは平和の時代に於て、又は我輸出をして平和の時代に於ける常態の如く巨額ならしむ可き我貿易の保護に依りて克く成就し得可きものたるに似たり。我銀貨の價值を銀塊に等しからしむるが爲に引上ぐるは決して銀を稀少ならしむるの原因として認めらるゝ能はず。鑄貨の流通す可き正當又は合理なる基礎は其銀の價格其物を除きて他に存することなし。若し銀貨の價值が地金としての同一銀の價值又は市價以上に引上げらる可しとせば、國民は之に比例して詐害せらるゝこと、宛も曾て公權威によりて鑄造せられたる惡貨の場合に見るが如くなる可く、而も若し銀貨の價值が地金としての同一銀の價值又は市價以下なる場合には、鑄貨は常に營利の爲に溶解せらるゝこと、宛も過去及び現在に於て剪截せられざる貨幣に見るが如く、又正に將來舊原基を以て流通す可く鑄造せらるる總ての新鑄貨の場合に見るが如くなる可し。是に由りて其中道は當に我貨幣の流通す可き眞の基礎たるなり。此目的の爲には吾人は單に是等鑄貨の流通す可き英國内に於て銀の保持する價格其物を考察するを以て足れりとするも、而も若し吾人が隣邦殊に和蘭と交渉を有すとせ

ば、彼地に於ける銀一オンスの時價に前記貿易の差額より生ずる他の結果に過ぎざる倫敦よりアムステルダム又はロッテルダムへの爲替の差額を加ふるも、仍倫敦に於ける銀一オンスに對する六志五片の價格を構成す可し。而して若し然らずとせば、何人も一オンス六志五片を以て倫敦に於て銀を購入し、之を和蘭に運び、而して恐らくは彼地に於て一オンス五志五片若しくは銀の含有量が我原位に據る五志五片に等しからざる同國鑄貨の之に相當する高に對してそを賣却することなかる可し。銀は價格を有することなしと主張す可からず、何となれば造幣契約書は孰れも第一に通貨の外附的稱呼を確定し、又是等の外附的稱呼に於て支拂はる可き商人又は輸入商に對する銀の價格又は價值を決定するに努むるなり。而して日常の經驗は銀の賣買に際し、そは現時に於て遙に金量一封度に對する六十志の相場を超過するに拘らず、尙是等外附的稱呼に於て算定せられたる價格又は價值を有するの事實を吾人に示すが故なり。曩に提唱せられたる原基の上には鑄造せられたる五志は眞に現今普通に上述の地代、收入及び債務の支拂に供用せらるゝ通貨中に於けるよりも遙に眞正にして內在的なる銀の價值を有す可し。

而して最後に、曩に提唱せられたる貨幣流通の原基は銀の價格との關係に於て正當且つ合理にして現今の價格に於ける剪截貨幣又は金を以て支拂はるゝよりも之を受理する者に取りて有利なる可きが故に、凡そ這個新原基の下に鑄造せられ又は流通せしめらるゝ貨幣を受理す可き總ての人は同一率を以て其支拂、收益及び經費を受く可し。而して爰に提唱せられたる銀價の陸高によりて眞の損失を受く可き者は獨り特に剪截せられざる重貨を以て支拂を受く可きことを企圖し得る者のみなり (pp. 71-82)。

(第二) 従來地金は銀貨に比して大なる價格を保有し來りたるが故に、政府の手に把握せられて造幣局に送致せらるゝ小部分を除きては輸入商又は其他の者により造幣の目的を以て此所に輸納せらるゝものなきを以て、鑄造せらるゝが爲は造幣局に地金を輸致するを奨勵するが爲に銀貨の價值を引上げ可きものなり。(第三) 鑄貨中に於ける銀の價值引上げは正貨の總量を増加し、是に由りて更に其一般の要求に適應するを得せしむ可し。即ち我一般交易及び商業を遂行し、而して幾多契約の履行、證券支拂及び其他日常の必要に應ずるが爲には更に大なる貨幣の

供給を要するが故にして、近來掛買證書の使用多く行はれ、而して又都鄙共に貨物互換の爲に事務所の建設を見るに至れる主たる原因は貨幣の十分なる現在高を得ざるに在るなり。(第四) 剪截を蒙らざる舊貨幣及び茲に提唱せられたる新鑄貨中に於ける銀は支拂の混亂及び不定を避くるが爲に等しく引上げらる可きものなり。即ち同一の大きさを有する各片が相異なる價值を有す可きものとせば、一般人民、殊に算數の技能を有せざる者に取りては計算上の困難ある可く、且つ貨幣に關する各種の證書類に對し支拂はる可き適法なる英國貨幣に關し多少の論争ある可きなり。(第五) 茲に提唱せられたるクラウンに對する六志三片の原基は單に現在の銀塊相場に適合す可きのみならず、恰も曾て提唱せられたる小鑄貨の用を爲す可き可分數又は他の整數の多數に鑄造せられ得可き高たる可く、斯くて其孰れと雖、一フアダング以下の端數に於て現ることなく、從て一般人民の間に於ける煩勞を避くること大なる可し。(第六) 此計畫に依り、帳簿に使用せらるゝ磅、志及び片を以てする總ての計算並に英國々法及び記録契約書其他の證書類中に常用せらるゝ磅、馬克、半馬克、志及び片を以てする計算は依然正しく保持せらる可し。

(第七)此方法に依りて更に小額なる錢貨に切詰むるが爲に現在の剪截せられざる鑄貨を回収するの要なきに至る可し。此種正貨の大部分は現今貯藏せられつゝあるが故に、其價值を引上ぐるに由りて新貨幣の鑄造せられつゝある間に流通場裡に現れて商業租税の支拂及び其他の必要に應ずること大なる可く、以て剪截貨幣の改鑄を可能ならしむ可し。(第八)剪截し去られたる銀の欠缺大なるが故に、剪截貨幣中に殘存せる銀の價值を引上ぐることをなくして之を改善するの策を畫すること至難なり。(第九)我剪截せられざる貨幣及び茲に提唱せられたる新鑄貨は従前の提議に由り舊本位の品位を維持したると等しく、這次の提議に由り彼等は共に其各個の量目又は容積に於て現在の本位を持続す可し。實に是等の提議は鑄貨中に於ける銀の價值其物のみを取扱ふものにして、唯だ造幣を獎勵するが爲に僅に一オンスに就き半片の超過有るの外之を我地金又は銀塊の時價に等しからしめ、而して又現今吾人の間に流通しつゝある外國貨幣の價格に對し近似の比率を維持せしめ、而して同一の外附的稱呼を有する總ての錢貨中に均等を來し、斯くて前代の記録と並行を缺くが如き、我鑄貨に關聯せる禍患を救治す可きなり。

而して引上げられたる價值は國富の恢復せる場合には再び議會の睿智と權威とによりて之を改鑄し他の容積に切詰むるの煩勞又は費用を要せずして引下げらるゝを得可し(Dr. 8288.)。

現今にては殆ど全くギニー及び半ギニーを意味するに至りたる金貨に就きて觀るに、彼等は初め王政復古後久しからずして(Charles二世の第二十二年)鑄造せられ、ギニーに對しては二十志、半ギニーに對しては十志の割合を以て流通す可きを命せられたるも、而も我國民は常に其金を餘りに尊重し過ぐるの傾向あるが故に、彼等は絶えず是以上の價格を以て流通し、西班牙、伊太利、Bavaria、其他の地方に於ては我四クラウンの原位に等しき銀を購入すること能はざるに拘らず、現今にてはギニー貨は三十志に通用しつゝあるなり。而して若し金が銀と比例して騰貴せりとせば一クラウン中に於ける銀の標準價值たる五志は銀塊中に於ける同一銀の現在價值たる六志二片半に相當すると等しく、ギニー中に於ける金の標準價值たる二十志は二十四志十片に相當するが故に、現時に於ける一ギニーは當に二十四志十片に通用す可き筈なるも、而もそは明に是よりも五志方高く通用し、一クラ



ウシ中に於ける銀が約五分の一騰貴せる間に、一ギニー中に於ける金は更に大なる比率を以て騰貴し完全に三分の一の増價を爲せるの事實を觀取するを要す。這個一ギニーに就き五志の騰貴は現在我國に取りて著大なる損害たる可きものにして而して其原因は偏に一般人民が現今彼等の間に流通しつゝある銀貨より蒙る可き危険及び煩勞に堪ゆるよりも寧ろ殆ど其比率如何に論なくギニー貨を收受せんことを欲するに至れるまでに甚しく偽造せられ剪截せられたる我銀貨の粗悪なる現状に歸するを得可きを知らば我金貨の現本位を變更するも何等利する所なきこと明なる可し。而して正しき原基の上には是等の金貨を定置す可き唯一の救濟策は實に銀貨の改善に存す可く、それは過去の經驗に據り何等の效果存せざる公權威に依り之に對して一定の價格を設定するが如きことなくして、最も自然にして且つ輕易なる方法により直にギニー貨を各個約二十五志に低下す可きこと殆ど疑なき所なり。斯くてLowndesは之が推論として貿易の差額は英國内に於ける銀の缺乏及び外國爲替に依る損失に對する本來の原因たるが故に、苟も這般の差額を減少し又は之を變じて我に有利ならしむ可き合宜の方策は總て傾

聽に値す可きものなるも、而も貿易の平衡は我鑄貨の改善せられ又は其流通に對して正當なる基礎を確定し得るの前に矯正せらる可きものなりと想像するの提案は總て病患の救治を遷延せしめ、斯くの如き救濟策が効果を奏し得るに先立ち病患は吾人を斃すことある可しと主張せり。佛人の所謂 *Pied de Monoye* 及び古國民の所謂 *Res Monete* なるもの、眞正且つ合理なる調整は古も今も本問題に於ける最も重要なる點たるなり云々と (pp. 88-91)。

## 十

Lowndesは此書の第二章に於て英國内に於ける金銀貨の現状を説明し、先づ從來造幣上使用せられたる二個の形態、即ち鋌を以て印刷するものと、*mill*と稱する壓機によるものにと就き鑄造の過程を説き、其孰れか剪截偽造又は鑄潰さるゝの危険最も少なきやを研究し、後者は前者に比し剪截及び偽造の虞遙に鮮少なるを主張し、鑄潰の罪惡は古來前者に對しても加へられ、殊に其量目大にして多く磨損を蒙らざる間に行はれたりと雖、而も後者の通用を見るに至りてよりは、其内在的數量及び價值に因り溶解は主として此種のものに加へられたるも、兩種共に同一の

量目及び品位を有し同一の價格を以て流通するに至らば、其一方が他に比して這般の禍害を蒙るの虞大なることなきに至る可く、而して鑄貨中に於ける銀が地金中に於ける銀と同一價格を有する場合には、兩者は共に溶解の危険を免るゝを得可しと論結せり。第二に彼は現今國內に残存しつゝあるものと推定せらる可き銀貨の金額、剪截せられたるものと然らざるものとに論なくを積算せんとし、先づ第一に Elizabeth 女王 James 一世及び Charles 一世の三治世中に鑄造せられたる銀貨の全部を合計して一千五百十萬九千四百七十六磅十三志五片を得、第二に是等のものゝ内、溶解、改鑄又は喪失せられたる高を推定し、第三に全體より之を控除して、上記三治世の鑄貨中現在に存するものは其三分の一に相當する五百〇三萬六千四百九十二磅を超ゆることなる可しと做し、而して第四に此差額に Charles 一世の治世以後に鑄造せられたるもの並に Elizabeth 女王以前に鑄造せられたる銀貨中溶解を免れたるもの五十六萬三千五百〇八磅を加へ、剪截せられたるもの及び然らざるもの貯藏せられたるもの及び現今國內に流通しつゝあるもの一切を加へ、本位銀貨の金額は五百六十萬磅と積算せらるゝを得可しと做し、而して其内四

百萬は多少の相違こそあれ、孰れも剪截によりて削減せられたるものなりとせば、國內に残存する重貨は約一百六十萬磅なる可く、而して其大部分は蓄藏せられ、自餘のものは主として倫敦より最も遠隔なる地方に流通しつゝあるものと想定せり。第三に彼は現在せる剪截貨幣が果して如何なる程度迄其量目を減少せるやを推定せんことを期し、曾て Royster 伯の大藏卿たりし際に、國庫に於て受理したる總ての金囊を秤量するの制を設けしが、是に由りて一出納官の録する所に據り、昨年五月より七月に亘り亂雜に領收せられたる各一百磅の金囊五百七十二の重量を掲げたり。今造幣原位に従ふに銀貨一百磅スターリングの量目は金量三十二封度三オンス一ペニーウエイト二十二氏にして、從て個數を以てすれば五萬七千二百磅を包有する上記の金囊は二十二萬一千四百十八オンス十六ペニーウエイト八氏を有す可き筈なるに、單に十一萬三千七百七十一オンス五ペニーウエイトの重量を有するに過ぎざるを見出せり。即ちそは量目に於て十萬七千六百四十七オンス十一ペニーウエイト八氏の不足を有するなり。彼は是に基きて(一)一般に流通しつゝある貨幣は二分の一弱を減殺せられつゝあること(二)以上金囊の

例に従ひ、而して其内に存する幾分の剪截せられざる貨幣に對し、且つ又國庫に致さるゝ貨幣と一般人民の間に流通するものとの間の差違(即ち前者は大低剪截を受くること最も大なる貨幣を以て支拂はるゝが故なり)に對して極て小額の參酌を行ふに由りて、若し英國内の總ての剪截貨幣が同時に秤量せらるゝを得可しとせば、其標準量目に對し全然之が一半を失へるを發見す可きと、並に(三)若し多少に拘らず剪截を蒙れる貨幣が曩に推定せられたるが如く個數を以てする時は四百萬に達すとせば、舊原基の上に之を改鑄すれば僅に二百萬を得るに過ぎざる可く、其損失亦正に二百萬に達す可きも、而も現クラウン貨に對し六志三片の原基の上に之を改鑄せんか、上述せる剪截貨幣の高は二百五十萬に改鑄せられ、而して公費若しくは特殊の人々の孰れか又は兩者によりて負擔せらる可き損失は一百五十萬磅と爲る可しと積算せり(Pp. 92-108)。

次で Lowndes は第三章に入りて、鑄貨の改善が刻下の絶對的必要なりや否やを論述せり。洵に多大なる戦費を要しつゝある今の時機に於て銀貨改鑄の舉を企圖するは頗る機宜を失せるの觀あり、而もそは戦争の財源として議會の議定せる

歳入を確保し、而して商業を促進し、大國家の存立其物と關係ある公私の收入、地代、債務其他の必要に充つるが爲に有用なる可き正貨を生ずる上に於て必要不可缺のものなるを如何せん。斯くて彼は前會期に於て剪截貨幣の改鑄を議定せる下院の態度に賛し、項を分つて鑄貨に關する疾患を叙述し、以て之が裁斷を公權威に委ねたり。(第一)平常流通しつゝある銀貨若しくは支拂に際して提供せらるゝものは頗る缺損多き惡貨なるが故に、一般人民は殆ど皆一個三十志内外を以てギニー貨を受理するに於て相一致し、是に由りて現時に於ける銀塊相場又はクラウン貨に對し六志三片の原基に引上げられたる場合に銀貨の維持す可き相場に比し、國內に於て金を遙に高き價格に引上げるなり。而して此地に於ける這個法外なる金の價格は外國商人を誘ひて其多量を我に輸入し、之に代へて(一)我銀を鑄貨のまゝか又は溶解して輸出し、(二)我國産の貨物を購入し(航海の休止は平時に於けるが如く異郷より輸致せられたる財貨の餘剰を吾人に與ふることなきに至らしめたり)或は(三)爲替手形に由りて其の金の價值を回收するなり。以上三個の場合に於て彼等は孰れも其金に由りて不當の利潤を收め、是に由りて總て我國富の大部

分を涸渇せしむ可きこと必定なるも、而も特に第一の場合に於ては、輸出せらるる銀塊又は銀貨は實に之に對して輸入せられたる金よりも遙に價值あるものにして、其相違はさなきだに銀の不足に苦みつゝある英國に取り重大なる損害たるに至る可し。第二の場合に於ては彼等は外國市場に我國産を供給するを得るなり、而も是等の貨物にして我商人に由りて彼地に輸致せられんか、上述せる利潤は我商人の手中に歸す可きなり。而して第三の場合に於ては彼等が其金を發送せる地に其價值を回收するが爲に手形を發行するの必要大なるに由り、著しく和蘭に對する爲替を低下するに資せるものなり。そは種々なる原因よりして國家が彼地に送致する總ての貨幣に對し一磅に就き約四志を失ふ迄に甚しく低下し、而して這般の損失は軍費に於て實に巨大なる高に達するなり。而してHamburgh及び東方諸國に對する爲替は更に低く、而して地中海の各地に對するものは尙一層我に不利なるものなり。而して這個法外なるギニー貨の騰貴は少くとも大部分白貨の劣悪と缺陷とに歸す可きものなるが故に、銀貨の改善及び回復を措きて金を更に平調又は合理なる價格に引下ぐ可きの方策存せざるなり。(第二我銀貨の現

狀に於ては我國並に我商業及び取引は現存せる有ゆる正貨即ち等しく重輕兩貨の使用と效益との大部分を喪失しつゝあるなり。重貨は議會が改鑄の意志を有すること明白なるに及び、殊に之を所有せる特殊の人々により其價值の引上げを豫期して蓄藏せらるゝに至りしなり。而して輕貨の大部分は支拂に際して提供せられたる場合に全然拒絶せられて流通せず、從て其鑄造せられたる目的に資することなし、斯くて兩者共に死金たるに至るなり。(第三通貨の毀損、削減及び偽造に因り國內到る處の祭市、市場、店舗及び其他の場所に於て、之を通用せしむ可きや又は拒否す可きやに就き日々我國民の間に大論争を惹起し公安を攪亂するに至れり。幾多の賣買取引は全然廢罷せられて一般交易を減殺し、人は總ての賣買契約を締結するに先立ち第一に彼が其貨物に對して受理す可き貨幣其物の價值を決定するの必要に驅られ、而して其支拂はる可き通貨如何に據りて其貨物の價格を設定するなり。是實に商貨のみならず、食品其他庶民の生活必需品に至る迄其價格を騰貴せしめ彼等の大窮迫を致したる一大原因たるなり。私人の所得と等しく公の租稅收入及び債務の領收及び徵收は甚しく困難と爲り、是が爲に國王

の受くる損害並に戦争の遂行に對する障害亦頗る大なるものあるなり。洵に茲に提唱せられたる貨幣の改鑄は従前の例に於けるが如く、國王の特殊の利得を目的として企圖せられたるに非ず、國王及び人民に共通の利益を目的とするものにして、之に對する反對論は孰れも十分なる根據を有せざるなりと(pp. 109-117)。

第四章に至りて Lord's は銀貨の改鑄に際し之が爲に取得せざる可らざる資源並に之に使用する可き適當な方法を提案せり。(第一)改鑄の事業は出來得る限り短少なる時日内に完成せらる可きものなり。是當に其期間に於ける剪截に由りて更に蒙る可き損害を除去するのみならず、國家をして新貨幣に伴へる利益を、より速に取得せしむるを得るが爲なり。(第二)損失若しくは其最大部分は須く公共に由りて負擔せらる可きものなり。若し特殊の人々の失費によりて行はる可しとせば、彼等は多數の勢力によりて公益の爲にする改革を阻害す可く、而して彼等は議會の前會期に於て彼等の爲に通過せられたる議決に由り補償せらる可きを期待すると大なりし者なり。(第三)貨幣改鑄の事たる總て一般人民に取りて容易且つ簡明ならしめざる可らず。即ち彼等は其剪截貨幣を交付し又は新鑄貨を以て

其價值を回收する場合に遠隔の地に赴かざるを得ざるが如きとなく、又其間に於ては有用にして、且つ讓渡し得可き債權を給付せられざる可らず。(第四)猜忌の餘地を無からしめざる可らず。斯くて遠近各州に於ける總ての剪截貨幣を悉く皆倫敦に輸致して此所に改鑄を行ふが如きことなきを要す。(第五)當局が剪截貨幣の回收を開始すると同時に、若しくは其後直に、新貨幣を以て之が所定の價值を償還するの手續亦開始せらる可く、而してそは其及ぶ限り舊貨の銀よりして鑄造せらる可き新貨幣に依りて行はる可きものなり。而して誘入せらる可き剪截貨幣が全く償還せらるゝ迄、拂戻の進行に斷續なからしむ可き合宜の時機及び方法を以て議會は其不足を補給せざる可らず。而して彼は更に是等の一般的要件及び其他の必要に基き其實行に關する計畫を立てたり。(第六)議會は剪截貨幣の損失を補償するが爲に援助を與へ、國家によりて正當に支出せらる可き其負擔並に之が附帶的經費を精確に算當す可きものなり。而して其補助は毎磅に對する十二片の地租若しくは輸入貨物に對する繼續的賦課より支出せらる可き年額、或は其他一ヶ年以内に効果を擧げ得可き一定の公債の孰れかに依る可きものなり。(第

二) 金銀の孰れを問はず、新貨幣は總て現在の原位に據る品位を以て鑄造せらる可きものなり。(第三) 本位金の各金量一封度は現在の造幣契約に於けると等しく、四十四ギニー半の原基に従つて分截せられ、量目又は純分若しくは兩者に於て六分の一クラットの公差を認む。而して新銀貨の各金量一封度は十二片貨を除き、最近の契約書によりて鑄造せられたる完全なるクラウン、半クラウン、志、六片、グロート、三片、二片、一片と量目に於て一致す可き個數に分截せられ、而して親方は金量各一封度に就き二ペニーウエートの公差を承認せらる。(第四) 法律又は勅令に據り、我現存の法貨にして諸般の手段により削減を受くることなきクラウン、半クラウン、志及び半志の銀貨は一クラウンに對する七十五片の原基に比例して引上げらる可く、他の小片の古鑄貨は現在の儘に通用せしむ可し。而して新鑄貨は曩に掲げたるが如き名稱を以て呼ばしむ可し。(第五) 我地金と等しく鑄貨も亦、年々一定の限度を超過せざる範圍内に於て陛下の許可及び命令によりて刻下の戦役の用に供するが爲に輸出せらる可きも、他は之を許さず、そは銀の價格を抑制するに資するに至る可し。(第六) 新貨幣は總て機械によりて鑄造せらる可し。(第七) 諸般の

手段により削減せられたる鋳刻の現在銀貨は總て豫定の期日以後に於て流通することなからしむるが爲に、通貨たるの資格なきことを宣告す可し。而して向後何人と雖、既に剪截せられ又は其後に至りて剪截削減せしめらる可き如何なる貨幣をも適法の支拂に於て受納するの義務なかる可し、又何人と雖、容易に回收せらる可き少額の罰金を犯して斯くの如き貨幣を授受することなからしむ可し。(第八) 如何なる舊鋳刻貨幣と雖、クラウン貨に對し十八ペニーウエートの原基に比例せる量目を有する間は剪截又は減損を蒙れるものとして其支拂を拒むこと能はず。即ち舊貨幣は剪截を蒙らざるも摩損を免れざるが故なり。(第九) 同時に六個の壓機を運轉し得可き倫敦塔内の造幣本局の外、英蘭土及びウエールズ内に各二個の壓機を使用するルケ所の造幣局を創設す可し。是等の諸造幣局は縦令何等の制限を課せられざるも、人は最も便宜なる地の造幣局に其貨幣を輸納す可きが故に、毎週約五六萬磅を鑄造すること容易なる可く、一ヶ年よりも遙に以内に其全事業を完成す可く、之に必要な資料は總て次のクリスマス迄又は其以前に於て使用し得可からしむるが爲に出來得る限り急速に支給するを得可し。(第十) 造幣

局長、親方、検査官及び試金官は依然倫敦塔に在りて直接其事業を管理し、其代理者として熟練有る適材をして地方に於ける九造幣局の事務に當らしむ。(第十一)現今一志四片半なる銀貨の金量每一封度の鑄造費は今斯くの如く多額の貨幣が鑄造改鑄せらるゝ場合には更に恰好なるものたらしむ可し。(第十二)造幣局の建設せられたる各地又は其附近に「王立兩替局 An Office of the Kings Changer」を設置し、其長官を The King's Changer と稱し、其下に出納官又は副官を置く。(第十三)兩替官は其屬官と共に日曜を除き毎日役所又は其管轄内の他の市場都市に出勤し而して彼が是等の市場都市に出役せんとする時は之を其地に於て公告し、而して前記役所及び他の市場都市に於て兩替官又は其屬僚は改鑄の目的を以て輸納せらるゝ總ての剪截貨幣を收受す可きものなり。(而して Lowndes は彼等が其職責を全うするが爲に遵奉す可き準則七ヶ條を掲げたり)。(第十四)如上の剪截貨幣又は飲食店の器具より生じたる銀又は商人によりて造幣の目的を以て輸納せらる可きもの若しくは其他のものは總て是等の提案に準據して造幣せらる可し。而して其事務を遂行するに當り造幣局長官以下は是等のもの若しくは其餘の有ゆる造幣事項

に關する規定を遵奉し、而して各屬官は孰れも其上官に對し、長官は又國王に對して責任を負ふ可きこと今に異なるなし。(第十五)上述せる剪截貨幣の價值に對する手形は之を提示せる各持參人に對して支拂はる可きものなるが故に、之が所有權は何等の記入なくして容易に移轉し得可く、而して其受領自由なるが故に、好個の支拂資料たる可し。而して更に是等手形の流通を獎勵するが爲に其日附より完済に至る迄年五分の利子を附せしむ可し。但し該手形が支拂を受く可き順位に至るも、其所有者が之を貨幣と引換へざる時は、そは彼の爲に保留せらるゝを要するも、利子は該日時より停止せらる可きものなり。(第十六)剪截貨幣收受の期間を六ヶ月に限定す可し。(第十七)剪截貨幣を交付する有ゆる人をして何等の疑念なからしめ、彼又は其讓受人が確實に其價值を收受し、而して支拂の過程が極めて短時日内に開始せられ、全部の完了を見るに至る迄、何等の支障なく繼續せらる可き正當なる秩序を以て上記の手形中に包含せらる可き元本及び利子の支拂を可能ならしむるに十分なる基金及び保證を設定するが爲に下の如き規定を設く可し。

(一)特に當該造幣局に交付せらる可く兩替局に輸致せられたる剪截貨幣の銀より

して各個の造幣局に於て鑄造せらる可き有ゆる新貨幣は該兩替局所屬の臺帳に記入せられたる手形の支拂に充當せらる可く、而して上述の舊貨幣が改鑄せられ得る限度内に於て最も急速に連日之に供用せらる可し。而して兩替官は其番號を附せる手形を交付するに當り、當事者が其剪截貨幣を輸致せる時日を注意すると等しく、該手形の償却に際しても、適當なる順序を維持す可きものなり。即ち彼等は上記臺帳に其番號と複本とを有するを以て、不當なる優先を與ふることなきを要し、犯す者は被害者に對する價值の二倍に相當する罰金を科せらる可し。(二)如何なる人又は人々、政治團體又は組合に取りても、這般の計畫によりて流通せしめらる可き剪截せられざる貨幣を以て八十萬磅(剪截貨幣にして一オンス八志の割合を以て回収せらる可しとせば、該金額は國家によりて負擔せらる可き損失を補給するに足るものと算定せらる)を超過せざる範圍内に於て如何なる高の貨幣をも國庫に貸付くるを許さる可く、而して這般の貸付は必然前記の如く引上げられたる價值を以て受理せらる可し。而してそは年七分の利子と共に上記の出金に對して要求せられ得ること、國庫に對する他の貸付の常態に等し。斯くの如く

して貸出さる可き重貨は上述せる手形の償却に充當せられて其補助たらしむ可く、而して大藏事務官及び臨時大藏卿によりて適當なる比率を以て是等の間に分配せらる可し。(三)外國銀たると、銀器たると、偽造貨幣中の銀たると又は其他如何なる種類の地金たるとを問はず、總て之を所有し又は所有す可き有ゆる商人若しくは其他の者は孰れの造幣局にも之を輸納するの自由を有し、而して彼自身使用するが爲に新原基を以て新貨幣に之を鑄造せしむるか(此場合に於ては彼は造幣局現在の規定に従つて其鑄貨を受理せざる可らず)又は八十萬磅を超過せざる上記總高の一部として其價值を國庫に貸與す可き旨を言明するかは其選擇に委せらる可し云々。(四)若し剪截貨幣中の銀及び前述せる貸付金が臺帳の全部を償却するに足らざる時は、其殘餘は餘剰金より支拂はる可く、其缺如せる場合には最後の不足額は次年度の豫算より支拂はる可きものなり。(第十八)現行の鑄造税は上述せる造幣局一般の費用に充用せらる可し。(第十九)大藏事務官又は臨時大藏卿及び國王によりて任命せらる可き出納次官又は監督官は這般の事務に關し制定せらる可き法律に準據し其監督、支配を行ひ、而して兩替局及び造幣局所屬の吏



員全般よりして國王の名に於て宣誓を要求し且つ十分なる保證を取得するの權限を賦與せらる可し云々。(第二十關係者は總て前述せる諸帳簿への登載自由なる可く而して這般の計畫を實行するに當り有ゆる吏員によりて行はる可き如何なる事項に對しても彼等よりして何等の手數料又は費用を徴收す可らず。(第二十一)一千六百九十六年ミケルマス(九月二十九日)以後に於ける議會の會期に於て前記大藏事務官又は臨時大藏卿及び出納次官又は監督總官は改鑄の目的を以て輸納せらる可き總ての剪截貨幣及び諸造幣局に於て鑄造せらる可き總ての新貨に關する實正且つ精確なる計算並に剪截貨幣の價值に對する登録及び其償却高並に未償却高の總額等を明記して兩院に交付し、而して同一の計算を國王に提出す可し(pp. 118-151)。

彼は第五章に以て剪截貨幣が改鑄せられつゝある間に於て如何にして商業、租稅支拂等の用を辨ずるを得可きかを論せり。即ち(第一)現今貯藏せられつゝある重貨は其價值引上げと共に世上に現る可く、其他現在の相場にては多きに過ぐるギニー及び半ギニー貨のあるありて其用を辨ず可し。(第二)上述剪截貨幣に對す

る手形は通貨たるの用を爲す可し。(第三)是等の手形が償却せらるゝと共に新貨幣現れて之に代る可し。(第四)地金輸入商其他内外の銀を所持し又所持し得る者を驅つて之を造幣局に輸納するに至らしむ可し。(第五)酒類小賣業者は一定の期日迄に一オンス六志五片半の相場を以て新貨に鑄造せしむ可く造幣局に其酒盃其他の器具を輸致す可く、從はざる者は之を沒收して現時の造幣規定に據り新貨を交付するの規定を設くるを得可し。斯くて改鑄の事業の進行中に於ても之に着手するの以前に於て見るが如き混亂損害又は災禍を増加することなかる可し云々と論結せり(pp. 152-154)以上一千六百九十五年版に據り更に一千八百五十六年 Political Economy Club 版 A Select Collection of Scarce and Valuable Tracts on Money. 中に編入せられたる同書を参照せり)。

Lowndes は同年更に A further Essay for the Amendment of the Gold and Silver Coins. (單に W. L. の署名す)を著して銀貨の價值を引上げると同時に金銀貨の名目比價をして金銀地金の市場相場に近接せしめんことを企圖せり(同書 p. 11)。然るに他方に於て其 Some Considerations に對する反駁たる某氏の For encouraging the Coining Silver

Money in England, and after for keeping it here. (此書は不幸にして今日に傳はらず)に對し一千六百九十五年 Short Observations on a Printed Paper, intituled ..... を公にしたる一 John Locke は同年亦 Further Considerations concerning Raising the Value of Money. を著して特に Lowndes の主張を批評せり。蓋し是等の兩書は William 王の大陸滞留中英國を統治しつゝありし Lords Justices の参考に資するが爲に起草せられたるものにして彼等の中には Sir John Sommers の如き Pembroke 伯の如き彼の親友ありしが爲なり。(献本の辭参照。Lowndes は其論策の稿成るや先づ之を Locke に示して其意見を徴したり。而も後者の多忙と健康とは此問題を討究するの機會を許すことなかりき。而して彼が静養の地より歸都するに先立ち Lowndes の著は梓に上れり。而して其印刷成るに及び Lowndes は何人よりも先きに之を Locke に贈呈せるなり。Locke は彼の論策に答ふるに先立ち先づ彼の能力に對して多大なる稱揚を爲せり。曰く Though Mr. Lowndes and I differ in the Way, yet I assure my self, our End is the same; and that we both propose to our selves the Service of our Country. He is a Man known so able in the Post he is in; to which the business of Money peculiarly belongs: And has shewed himself so

learned in the Records, and Matters of the Mint; and so exact in Calculations [and Combinations of Numbers relating to our Coin, either already in use, or designed by him, that I think I should have troubled the Publick no more on this Subject, had not he himself engaged me in it; and brought it to that pass, that either I must be thought to renounce my own Opinion, or must publicly oppose his. (同書序文参照)。

Locke が此一千六百九十五年の論文中に試みたる論述は其實質上一千六百九十二年のそれと異なることなし。蓋し彼が曩に叙説せる諸原則は自然に其基礎を有するが故に不動なり、彼等は其基礎を自然に有するが故に常に明瞭なりと思惟せるなり(同書 Dedication)。斯くて彼は其前著の摘要とも見る可き一般論より進みて (pp. 123. 本書亦版本頗る多し。今一千六百九十五年の原版に據る) Lowndes の所論を逐一批評し來し批評し去れるものなり (pp. 23-117)。

而して Lowndes と説を同じうせる論者中最も有力なる者に Sir R. Temple あり。一千六百九十六年 Some Short Remarks upon Mr. Lockes Book を著し、地金の價值以下なる舊稱呼の下に舊原位を維持するは想像し得可き最大なる愚擧なりと痛論せ

り(同 p. 8)。之に對して匿名の士 Dr. H. は同年 Decus et Tutamen, or our new money as now coined in full weight and fineness proved to be for the advantage of England. を出版して貨幣價値の引上げは正に貨物の價格を騰貴せしむ可きを主張したり。而して這個貨幣價値引上げの是非は又 Nicholas Barbon をして同年其最後の著書たる A Discourse concerning Coining the New Money lighter. In Answer to Mr. Lock's Consideration about raising the Value of Money. の稿を起さしめたり(彼は此書出版の後二年一千六百九十八年を以て逝けり)。

## 藝 術 と 經 濟 (二)

(文藝復興期の經濟史的研究)

阿 部 秀 助

エリサベット、フオン、ローン、バツサーマーンは以太利商人がアルプスの彼方に於ける商取引に従事するに至りし時期を以てカール大帝(七六八—八一四)以後となすも此點に就きては明白なる證左を欠けり、何んとなれば著者が引用せるアドルフ、シュアウスの羅馬民族商業史によれば單に以太利方面より貨物を輸入せんとせし一獨逸商人の推擧狀を云々するに過ぎず、(二)其他九百八年にアウグスブルクの僧正アダルベロがサンガレンの僧院に贈りしチルスの染料の如き、或は西曆十世紀にマインツを訪ひし、一亞刺比亞人の紀行中にある亞細亞方面の産物の如き、直接、以太利商人によりて齎らされしものにあらずして、或は黒海方面よりドナウを経て輸入せられしものなるやも知る可からず、只千七十四年に時の佛蘭西